

市からの連絡帳

7月 は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎ ☎ 042-460-9831

税・年金・届け出

市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

時 7月6日(土)・7日(日)午前9時～午後4時
場 いずれも田無庁舎のみ
●市税…納税課(4階)
●国民健康保険料…保険年金課(2階)
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
▶納税課 ☎ ☎ 042-460-9832
▶保険年金課 ☎ ☎ 042-460-9824

国民年金保険料納付免除・納付猶予の申請

令和元年7月～令和2年6月分の保険料納付免除・納付猶予申請受付が7月1日(月)から始まります。
場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)
持 年金手帳・認め印など
□申請免除の対象者 申請者(本人)・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得(平成30年中の所得)が一定の基準額以下などの場合に、保険料の全額または一部免除が承認されます。
※承認期間は年金受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金の受給額は承認区分や一部納付の期間に応じて反映されます(右上表)。
※一部免除承認期間は、右上表の保険料を納めないと承認期間も無効となります。
□納付猶予の対象者 申請者本人が50歳未満の方で、申請者(本人)・配偶者のそれぞれの前年所得が一定の基準額以下などの場合に承認されます。
※承認期間は年金受給資格期間に含ま

れますが、老齢基礎年金額には反映されません。

□令和元年度保険料など

承認区分		保険料(月額)	老齢基礎年金額に反映される割合	
一部免除	全額免除	0円	承認期間の	2分の1
	4分の3	4,100円		8分の5
	半額	8,210円		4分の3
	4分の1	1万2,310円		8分の7
納付猶予		0円	反映されません	

※原則、申請は毎年度必要ですが、前年度全額免除または納付猶予の承認者は不要です。 ※承認期間の割合は、平成21年4月以降の場合

□特例認定区分について(失業の場合) 申請者(本人)・配偶者・世帯主のうち、失業を理由とするときは、平成29年12月31日～令和2年7月30日の離職日の記載がある、以下の書類(いずれか1つ)を添付のうえ申請してください(コピー可)。失業者の所得審査を省略できます。

- 雇用保険被保険者離職票
- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書[※]

※上記書類は、配偶者・世帯主も可
※一般的な退職証明書・社会保険資格喪失証明書などは使用できません。

問 武蔵野年金事務所
☎ 0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎ ☎ 042-460-9825

出産育児一時金・葬祭費の支給

西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください。時効は2年間です。

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

□出産育児一時金の支給 国保の加入者が出産したときに支給されます。医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があり、利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則不要となります。
※直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方や直接支払制度などを利用しない方は申請が必要です。

持 ●保険証 ●認め印 ●世帯主名義の口座が確認できるもの ●直接支

払制度合意文書 ●出産費用明細書
●マイナンバーの分かる書類
□葬祭費の支給 国保の加入者が亡くなり、葬祭を行った場合に喪主の方に支給されます。

持 ●会葬礼状または葬儀の領収書
●保険証 ●認め印 ●喪主名義の口座が確認できるもの ●マイナンバーの分かる書類
▶保険年金課 ☎ ☎ 042-460-9821

後期高齢者医療保険加入者の葬祭費支給

後期高齢者医療保険の加入者が亡くなった場合、遺族(喪主)の方へ葬祭費の支給を行っています。

対 東京都後期高齢者医療広域連合が保険者で保険者番号が「39132295」の方の遺族(喪主)

持 申請者(喪主)名義の金融機関口座・認め印・保険証

□助成金額 5万円

□申請期間 葬儀を行った日の翌日から2年間

□提出書類 ●西東京市後期高齢者葬祭費助成交付申請(請求)書 ●会葬礼状または葬儀社に支払った領収書の写し(いずれも喪主の名義が分かるもの)
※申請後2カ月程度で振り込み、通知は申請者(喪主)へ郵送
※詳細は市 HP・東京いきいきネット HP をご覧ください。

▶保険年金課 ☎ ☎ 042-460-9823

福祉

心身障害者医療費助成制度(マル障)が変わります

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、令和元年8月1日から、マル障の80136から始まる受給者証をお持ちの方(市民税課税者の方)の負担上限額が変わります。

マル障一部負担金		負担上限額 ^{※1}	
80136 (一部食)	外来	1割	1万8,000円/月(年間上限) ^{※2} 14万4,000円/年
	入院		5万7,600円/月(多数回) ^{※3} 4万4,400円/月

※1 同一の医療機関で1カ月の負担額

が上記の額に達したときは、その医療機関において、その月のそれ以上の窓口負担なし

※2 外来療養は、年間上限14万4,000円が設定されます。

※3 入院の場合、過去12カ月以内に3回以上、上限に達した場合は、新たに多数回が設定され、4回目から上限額が4万4,400円に下がります。

※80137から始まる一部負担なしの受給者証をお持ちの方(市民税非課税の方)は、変更なし

問 東京都福祉保健局医療助成課
☎ 03-5320-4571

▶障害福祉課 ☎ ☎ 042-438-4035

入院期間中の紙おむつ代の助成申請

紙おむつの持ち込み不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者などに助成を行います。

□対象期間 3月1日～6月30日入院分

□助成金額 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)

対 次の全てに該当する方

- 入院中に本市に住民登録がある
- 40歳以上で、入院時に介護保険で要介護1以上の認定を受けている
- 紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている
- 入院中に生活保護を受給していない

□申請 時 7月10日(水)～31日(水)の平日
場 高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター)

持 ●介護保険被保険者証のコピー
●振込先口座が分かるもの(通帳のコピーなど) ●認め印 ●病院が発行した領収書のコピー

※申請様式は、場・市 HP で配布。
※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつの金額の記載が必要です(紙おむつ代の記載がないものは不可。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要)。
※次回(7～10月入院分)は11月を予定
▶高齢者支援課 ☎ ☎ 042-438-4028

介護保険訪問看護利用者負担軽減認定の申請

低所得者を対象に、介護保険における訪問看護の利用者負担(1割負担)の

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

国民健康保険高齢受給者証

対 70～74歳の国民健康保険被保険者
❖負担割合の判定基準

□2割負担の方

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者の収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ②同じく2人以上…520万円未満
- ③被保険者と同じ世帯に後期高齢者

新しい国民健康保険高齢受給者証は7月中旬、後期高齢者医療被保険者証は7月上旬に簡易書留で郵送します。配達時に不在の際は、不在票の指示に従ってお手続きください。郵便局での保管期間経過後の受け取りは、保険年金課(田無庁舎2階)の各係へお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者証

❖負担割合の判定基準

□1割負担

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ②同じく2人以上…520万円未満
- ③被保険者と同じ世帯に70～74歳の後期高齢者医療制度以外の保険に加入

している方がいる…その方と被保険者の収入の合計が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

❖「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、申請により1割負担となります。

※該当すると思われる方へ6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

▶保険年金課 後期高齢医療係 ☎ ☎ 042-460-9823